

大分県報

平成二十八年
四月一日
号外（七〇）

（金曜日）

目次

警察本部訓令

警察署及び警察学校の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正……………一

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第14号

警察学校
警察署

警察署及び警察学校の収入及び支出に関する事務等の決裁規程（平成21年大分県警察本部訓令第11号）の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

大分県警察本部長 松坂規生

別表第1の1の表の2の項の副署長等の欄第1号中「あて」を「宛て」に改め、同表の5の項のかい長の欄中第51号を削り、第52号を第51号とし、第53号から第95号までを1号ずつ繰り上げ、第96号を削り、第97号を第95号とし、第98号から第100号までを2号ずつ繰り上げ、同表の7の項のかい長の欄第5号中「行なう」を「行う」に改め、同表の8の項の副署長等の欄第1号中「、在庫品」を削る。

別表第1の4の表の委託料の部に次のように加える。

実施の決定（工事に関する試験、研究、調査、測量、設計及び換地に係るもの）	2,000万円未満	—	否
実施の決定（その他）	1,000万円未満	100万円未満	否

別表第1の4の表の工事請負費の部の工事変更の決定の項を削り、同表の注2中「変更及び」を削り、同表の注に次のように加える。

3 契約等の変更は、この表の決裁区分の例により、契約金額の減額を伴うときは変更前の金額に対応した決裁権者の、契約金額を増額を伴うときは変更後の金額に対応した決裁権者の決裁とする。

別表第1の5の表の注3中「変更及び」を削り、同表の注中8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 契約等の変更は、この表の決裁区分の例により、契約金額の減額を伴うときは変更前の金額に対応した決裁権者の、契約金額を増額を伴うときは変更後の金額に対応した決裁権者の決裁とする。

別表第2の(5)中「あて」を「宛て」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。